

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立松が谷小学校

校長名 杳 澤 広 明 公印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

- (1) 学校の教育目標 「げんきで なかよく がんばる子」
人間尊重の精神を基調にして確かな学力の定着と心身の健康をめざし、次の児童像を掲げてその育成に努める。（◎は重点目標）
- 元気な子（体）
 - ・明るく、活発で、個性を伸ばそうとする子
 - ・心と体の健康づくりに主体的に取り組み、たくましく生きる子
 - ◎仲良くする子（徳）
 - ・自ら考え、判断し、行動できる人間性豊かな子
 - ・自他を尊重し、思いやりの心をもって共に生きようとする子
 - がんばる子（知）
 - ・自ら考え判断する力を伸ばし、自分の意思を表現する子
 - ・自己発揮・自己実現しながら粘り強く取り組む子
- (2) 特別支援学級の教育目標
- 健康で安全に過ごすために基本的な生活習慣を養う。
 - ◎みんなと仲良くするために児童相互の好ましい人間関係を育てる。
 - 自分で考え、意欲的に学習できるように、基礎学力を身に付ける。
- (3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針
- ア 確かな学力の育成
生活に関連付けた体験的な学習を重視し、実践的な知識及び技能の定着と習熟を図る。
 - イ 豊かな心の育成
通常の学級との交流及び共同学習を推進し、互いに認め合い励まし合える児童の育成を図る。
 - ウ 健やかな体の育成
健康や体力向上に対する意識を高め、自己の体力や健康について知識及び技能の向上を図る。
 - エ 不登校児童への支援
関係機関や医療機関等との連携と情報共有を図り、不登校及び不登校傾向にある児童の状況に応じた必要な支援ができる環境を整備し、社会的自立に向けた居場所づくりを行う。
 - オ いじめ防止等の取組
いじめを生まない・許さない学校づくりや、児童が安心して生活できる学級・学校風土を創出するとともに、いじめの未然防止・早期発見・即対応を組織的に行う。
 - カ 特別支援教育の充実
児童の障害の状況や特性等に応じた適切な指導や学習の機会を保障するため、特別支援学級や特別支援教室を中心組織として、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じながら、共に学び互いに尊重し助け合う中で自立をめざす指導を行う。
 - キ 小中一貫教育のさらなる充実 【松が谷中学校グループ（松が谷小、鹿島小）】
松が谷中学校グループとしての共通目標を「希望あふれる9年間 3校同年51YEARS」とし、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像は、人権意識の向上を踏まえ「自ら考え判断し行動できる児童・生徒」「主体的に取り組むことができる児童・生徒」「思いやりや感謝する心をもった感性豊かな児童・生徒」である。そのために、「小中一貫教育の日」を設定し、各校の実践の情報を共有し、健全育成に努める。

2 指導の重点

(1) 各教科等（外国語活動を含む）

ア 各教科

- ① 「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、小集団での話し合い活動や授業の振り返り、復習等において1人1台の学習用端末を積極的に活用した授業改善を図る。
- ② 1人1台の学習用端末により、算数科や国語科のドリル型学習コンテンツを活用し、児童の個別最適な学びを支援し、児童同士の協働的な学びの充実を図る。
- ③ 児童の実態や特性を踏まえ、発達段階や学習内容に応じたグループ編成を行い、チームティーチング等の指導体制を充実させて、確かな学力の定着をめざす。

イ 総合的な学習の時間

- ① 学級農園を活用した栽培活動、1人1台の学習用端末を使った調べ学習、地域の施設の見学や利用などの社会的な体験等の教科横断的・総合的な学習や探究的な学習を行い、意欲的に課題に取り組み、解決していこうとする児童の育成を図る。
- ② 第3学年から第6学年共通の学習課題として、身近な地域や郷土、日本遺産等について計画的に探究活動を行い、八王子市民として地域に対する誇りや愛着等を深めていく。

ウ 特別活動

- ① 学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事の場面では話し合い活動を重視し、諸問題の解決のため自分の考えを適切に相手に伝え、相手の考えを認め、合意形成を図る態度を身に付けさせる。また、よりよい人間関係を基盤とした、互いに信頼し合う集団生活の構築と自己の実現を図る。
- ② たてわり班活動や児童会活動、クラブ活動といった異学年交流や、松が谷フェスティバル、交流給食等の取組を通して、心身の調和と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい学級・学校づくりに協力して参画しようとする自治的・実践的な態度を育てる。

エ 自立活動

- ① 人間関係の形成やコミュニケーション能力に関する内容を重点とし、生活単元学習を中心に教科横断的な学習として、地域探検や宿泊学習の事前学習を行い、児童相互のよりよい人間関係の形成につなげていく。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 特別の教科 道徳では、自己を見つめ、よりよい生き方について考えを深めることができるよう、道徳教育の全体計画及び別葉を基に学校教育活動全体を通して道徳性を育む指導を行う。そこでは問題解決的な学習となる「考え、議論する道徳」の実現に向けた指導方法の開発と評価及び授業改善を行う。
- ② 「善悪の判断、自律、自由と責任」「相互理解・寛容」「公正、公平、社会正義」の内容項目を学校の重点とし、学校生活の中できまりに基づき友だちを尊重し、お互いがよりよく過ごし、友だちとよりよい関係を築こうとする態度を育む。道徳授業地区公開講座では、家庭・地域との連携により児童の道徳性を涵養する。

(3) キャリア教育

- ① キャリア教育の全体目標を「社会的自立に向けた実践的態度の育成」とする。生活単元学習や特別活動等において、商店街や近隣の中学校等の松が谷地域との連携や松が谷遊歩道などの松が谷資源を活用しながら地域とつながる体験活動を行い、社会的・職業的自立に向けて必要な素地を身に付ける。
- ② 松が谷中学校グループが一体となった「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、9年間を見通して系統的かつ継続的に活動を行う。学校と家庭が連携することで、児童一人ひとりの目標修正などキャリア形成の改善を支援する。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① 「学校生活のきまり」については、学校評価を取り入れて児童の実態に適したものに改善し、児童への指導と家庭への啓発に活かす。
- ② 児童が性犯罪や性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、児童の発達段階に応じ、体育科や特別活動、道徳等の学習を通じて「生命（いのち）の安全教育」を行う。
- ③ 家庭環境が異なる児童の心情や行動を的確にとらえ教育相談的手法を活用し、一人ひとりが学校生活に適応できる指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 「八王子市教育委員会いじめ総合対策」「松が谷小学校いじめ防止基本方針」に基づき毎週1回実施する「学校いじめ対策委員会」を中心に全校的な指導体制を確立する。教職員間で情報共有し、家庭等との連携を密にしながら、いじめをはじめとする問題行動の未然防止・早期発見・発生時の対応・再発防止策の構築など問題の解決を図る。
- ② SOSの出し方教育を各学年が年間1回以上実施し、相談できる大人がいるようにするための指導を行うことで、心の安定を図る。
- ③ ふれあい月間等を活用して、いじめ防止のための授業を年間3回以上実施することで「いじめはどんな理由があってもいけないこと」「傍観者はつくらない」等の意識を醸成する。
- ④ 「八王子市のいのちの大切さを共に考える日」を6月に設定し、朝会の講話や道徳教育・健康教育の指導と合わせて学校全体でいのちについて考える。年間を通して全学級で「思いやりを行動で表現する取組」を創意工夫して実施し、その取組と成果を全校集会で発表する。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 一人ひとりの児童の状態や支援ニーズを細かく把握し、学習環境や学習内容を児童の実態に合うように調整することで、児童の社会的な自立につながる支援を行う。
- ② 個票システムを活用して、登校支援コーディネーターや特別支援担当教員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所や子ども家庭センター等の関係機関と、学校、保護者が連携を深めることで、不登校児童を早期に把握し不登校の未然防止を図るとともに、不登校をはじめとする多様な課題に対する相談・支援機能の充実を図る。

(5) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

- ① 児童の実態に応じて「はちおうじっ子ミニмум」を活用し、児童と保護者に基礎的・基本的学習内容の定着の程度及び今後の目標や課題を示し学習計画を立てる。

(6) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との連携

- ① 児童生徒の交流会を通し、近隣の特別支援学級や多摩桜の丘学園との交流、連携を図る。
- ② 行事、教科、特別活動においては、児童の実態を考慮しながら、年間指導計画に位置付けた通常の学級との交流及び共同学習に基づくことを通して充実を図る。
- ③ 家庭や関係機関との連携を図り、学校生活支援シートや個別指導計画を活用し、それぞれの児童に適した特別支援教育を組織的かつ計画的に行う。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組 松が谷中学校グループ(松が谷小、鹿島小)

- (取組1) 「小中一貫教育の日」や交流会を通して、中学校の学習・生活の模擬体験を行う。
- (取組2) 生活指導、特別支援教育及び人権教育における分科会を定期的に開催し、生徒・児童の情報の共有を行う。
- (取組3) グループ3校の学校運営協議会、保護者、青少年対策松が谷地区委員会等と連携し、挨拶運動、清掃活動、地域音楽祭、地域パトロール等を通して、松が谷地区における健全育成を図る。

ウ その他

- ① 松が谷中学校グループで「情報活用能力系統表」を活用した学習用端末の日常的・効果的な活用方法の検討を行い、義務教育9年間を見通したICT活用能力を育成する。
- ② 幼児教育と義務教育を一体ととらえ、幼稚園や保育園、学童との保・幼・小連携の意見交換会を年3回実施し、安心して小学校生活になじむことができるよう「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」をもとにした教育内容の円滑な接続をめざすことにより、本校のスタートカリキュラムの充実と改善を行う。
- ③ 青少年対策松が谷地区委員会主催の清掃活動や地域音楽祭、花いっぱい運動等への主体的な参加を評価する。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1		17	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	17	205
2		18	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	17	206
3		18	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	17	206
4		18	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	17	206
5		18	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	18	207
6		18	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	17	206
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業日は7月25日から8月26日までとする ・4月は第1学年が始業式に参加しないため1日減。 ・3月は第1学年から第4学年は卒業式、第6学年は修了式に参加しないため1日減。 ・都民の日（10月1日）開校記念日（10月9日）は授業日とする。 													

(2) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

ア 各教科（1単位時間は、45分とする。）

教科名		学年										
		1	2	3	4	5	6					
各教科	国語	0	0	0	0	0	0					
	社会			0	0	0	0					
	算数	0	0	0	0	0	0					
	理科			0	0	0	0					
	生活	0	0									
	音楽	0	0	0	0	0	0					
	図画工作	0	0	0	0	0	0					
	家庭					0	0					
	体育	0	0	0	0	0	0					
	外国語					0	0					
知的障害者を行う特別支援学校の各教科	生活	学校生活や地域の公共施設について身の回りの自然					0	0	0	0	0	0
	国語	書くこと・読むこと・話すこと・聞くこと 言語に関する事項					205	245	250	285	285	285
	算数	数と計算・量と測定・図形・数量関係 時刻と時間					140	140	140	140	140	140
	音楽	歌唱の指導・簡単な楽器の演奏方法 リトミック					70	70	70	70	70	70
	図画工作	表現（絵画）造形（粘土・紙工作）					70	70	70	70	70	70
	体育	体づくり運動 ゲーム・ボール運動走・跳の運動・水泳					105	105	105	105	105	105
	小計						590	630	635	670	670	670

イ 特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	希望と勇気 努力と強い意志 友情 信頼 生命の尊さ 公正、公平 社会正義		34	35	35	35	35	35
外国語活動	挨拶、数、食べ物、色、好きなもの				12	12	12	12
総合的な学習の時間	栽培活動 調べ学習 情報機器の活用 各学年との交流活動				35 (10)	35 (10)	35 (10)	35 (10)
特別活動	学級会活動 行事等の事前指導、準備 遊び		34	35	35	35	35	35
自立活動	人間関係の形成やコミュニケーション能力に関わる内容 身の自立に関わる内容		0	0	0	0	0	0
小 計			68	70	117	117	117	117

ウ 各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	清掃 当番 係活動 きまり 予定確認 整理整頓 マナー		70	70	52	52	52	52
遊びの指導			0	0				
生活単元学習	季節の習慣や風習 自然についての体験学習 調理実習		122	140	176	176	176	176
小 計			192	210	228	228	228	228

エ 年間総授業時数 (ア+イ+ウ)

学 年	1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数	850	910	980 (10)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)
備 考	<p>(ア) 1 単位時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 単位時間を45分とする。 <p>(イ) 特別活動 (児童会集会活動、クラブ活動、委員会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会活動は、1 回45分を12回実施する。 ・ クラブ活動は、1 回45分を12回実施する。 <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業時数の確保に関する手だて 短い時間を活用した教科等指導 火・金曜日、(8時25分から8時40分) 教科：国語 算数 1 回15分を年間72回行う。(国語36回、算数36回) 15分×72回 24時間実施 ・ 長期休業中に位置付ける学習内容 第3学年から第6学年までは、総合的な学習の時間「郷土学習」の調査活動、まとめを10時間行う。 ・ 授業時数に位置付けない教育活動 朝会、集会のない朝の時間(8時20分から8時35分まで)を学級・学習の時間とする。 ・ 特別活動は学級活動を指導する。 ・ 自立活動の指導は、教育活動全体を通して指導する。 					

